

証券監督者国際機構の定める金融指標に関する
原則遵守に関する報告書

自 2022 年 7 月 1 日

至 2023 年 6 月 30 日

株式会社日本経済新聞社

目次

第1章 IOSCO 原則と日経指数

第2章 経営者報告書

第3章 独立業務実施者の保証報告書

第4章 IOSCO 原則遵守のための日経の対応

免責事項

- 本報告書は株式会社日本経済新聞社（日経）が算出・提供する指数について、証券監督者国際機構が定める「金融指標に関する原則」の遵守に係る情報提供を目的として作成したものです。本報告書の利用はその受領者の責任とし、日経は一切の責任を負いません。
- 本報告書の受領者は、日経の許可なく本報告書を複製、転載することはできません。

第 1 章 IOSCO 原則と日経指数

1. はじめに

2013年7月、証券監督者国際機構（IOSCO）は、「金融指標に関する原則」の最終報告書（IOSCO原則、本原則）を公開しました。本原則では、その目的を「指標決定の信頼性を高め、指標のガバナンス、品質、及び説明責任のメカニズムの強化」と定めています。これは、呈示データに基づく金利指標において、不適切な指標の算出が行われたことをきっかけに、広く金融指標について、利益相反リスクのコントロールと、運営の透明化が強く求められたことが背景となっています。同時に、本原則は指標の運営機関に対して、年に1回、その遵守状況を開示することを求めています。

株式会社日本経済新聞社（日経）は、日経平均株価など日経が算出・公表する指数に関し、2014年7月から、IOSCO原則の遵守状況について日経の指数公式サイトで公表してきました。2019年には、日経はIOSCO原則に対する遵守態勢をより厳密に再定義、再構築し、以降、年1回IOSCO原則の遵守態勢に係るデザイン、業務への適用及び運用状況に関する記述について、有限責任監査法人トーマツの保証を得て、報告書を公開しています。原則の各項目についての対応及びトーマツによる検証については、第4章に記載します。

2. 日経指数の歩み

戦後、1950年9月に東京証券取引所（東証）が「東証修正平均株価」（東証修正平均）の算出・公表を開始しました。東証修正平均は、東証上場225銘柄の株価の平均値で、連続性を保つために、発行会社の資本移動や銘柄変更に対して、分母にあたる除数を修正する指数でした。

日経の指数事業は、1970年に東証が東証修正平均の公表を停止したことに伴い、日経グループが算出・公表を引き継いだことに始まります。同指数は米国のニューヨークダウと同等の方法で算出され、一般には「ダウ平均」と称されることが多かったため、日経は米ダウ・ジョーンズ社と契約し、1975年から正式に「日経ダウ平均」として公表してきました。その後、1985年5月に、「日経平均株価」（日経平均、日経225）と改称し現在に至ります。

日経平均の金融商品での利用は、先物取引から始まりました。1986年9月、シンガポール国際金融取引所（現シンガポール取引所）で最初の先物が上場し、1988年の大阪証券取引所（現大阪取引所）、1990年のシカゴ・マーカントアイル取引所での上場に続きました。現在はブラジルのB3取引所を加え、世界の4取引所で活発に取引されています。

80年代後半からは、いわゆるパッシブ運用が広がり、指数のパフォーマンスに連動する運用成績をめざす投資信託（インデックスファンド）の設定が増加しました。2001年には取引所に上場し、一般の株式と同様に売買できる上場投信（ETF）も始まっています。また、欧州の店頭市場では、日経平均に連動した金融商品が活発に組成されています。

日経平均など、日経が提供する指数の運営は、当初、企業向け情報サービスを提供していたデータバンク局が担当していましたが、同局の分社を経て、2010年に本社内に独立した組織である「インデックス事業室」を設置、同室が指数運営の一義的責任を負っています。

インデックス事業室の設置を機に、新指数の開発も加速し、同年には日経平均採用銘柄の配当を積み上げた日経平均配当指数、オプション価格から見た市況の予想変動率を示す日経平均ボラティリティー・インデックスの算出を開始しました。2011年には、特定の投資手法を評価するための「日経平均ストラテジー・インデックス・シリーズ」を創設し、日経レバレッジ・インデックスなど4指数の公表を開始しました。

2014年には日本取引所グループ、東京証券取引所（現JPX総研）と、投資魅力や企業のガバナンスに着目した「JPX日経インデックス400」（JPX日経400）を共同開発し、2017年にはJPX日経400と同じコンセプトで中小型株を対象とする「JPX日経中小型株指数」を追加しています。また、同年には、配当利回りの高い日経平均銘柄で構成する「日経平均高配当株50指数」も提供開始しました。

こうした国内指数に加え、発展するアジア市場に着目し、日本経済新聞社が選んだアジアの有力企業300社で構成する「Asia300」のコンセプトに基づき、投資可能性を考慮した日経アジア300インベスタブル指数を開発、2017年末に公表開始しています。

その後も、市場の需要に応じて新指数の開発を進め、2020年にはREIT市場に着目した日経 ESG-REIT 指数、日経高利回り REIT 指数を算出開始、2022年には米ウィルシャーの協力を得て、EU ベンチマーク規制のパリ協定準拠指数として日経平均気候変動 1.5°C 目標指数をリリースしました。

日経は日本を代表する指数提供会社であり、日経が算出・公表する指数は国内外の多くの情報ベンダーがグローバルに配信し、金融機関、個人を問わず広く利用されています。日経指数のグローバル化が進む中、日経はいち早く欧州ベンチマーク規制に対応し、2020年5月には、日本の指数提供者として初めて欧州規制で承認 (Recognition) を取得しました。

また、同じく2020年から、指数の透明性と信頼性を一層高めるため、重要な指数の変更について、関係者から広く意見を求めるコンサルテーションを実施しています。その結果を踏まえて、2022年には日経平均へのウェイトキャップを導入し、定期見直しを年1回から2回に増やすなど、指標としての信頼性と金融ベンチマークとしての価値の向上に努めています。

日経の指数事業、個別指数についての詳細は、日経指数公式サイトである「日経平均プロフィール」 (<https://indexes.nikkei.co.jp>) をご覧ください。

日経の指数年表 (抜粋)

1950	● 東証が「東証修正平均株価」 (現日経平均株価) の算出・公表を開始 (9月)
1970	● 東証が「東証修正平均株価」 の算出を中止、日経グループが引き継ぐ (7月)
1975	● 日本経済新聞社がダウ・ジョーンズ社と独占契約し、「日経ダウ平均」として算出を開始 (5月)
1985	● 名称変更でダウ・ジョーンズ社と合意し「日経平均株価」に改称 (5月) ● 日経平均の日中のリアルタイム算出 (1分ごと) を開始 (10月)

1986	<ul style="list-style-type: none"> ● シンガポール国際金融取引所（SIMEX、現 SGX=シンガポール取引所）で日経平均先物取引を開始（9月）
1988	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪証券取引所で日経平均先物取引を開始（9月）
1989	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪証券取引所で日経平均オプション取引を開始（6月）
1990	<ul style="list-style-type: none"> ● シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）で日経平均先物、先物オプションが取引を開始（9月）
1993	<ul style="list-style-type: none"> ● 日経株価指数 300 の算出・公表を開始（10月）
2000	<ul style="list-style-type: none"> ● 日経平均の新選定基準による銘柄入れ替えを実施（4月）
2001	<ul style="list-style-type: none"> ● 東証・大証で日経平均連動型上場投資信託（ETF）の取引開始（7月）
2006	<ul style="list-style-type: none"> ● ドイツで最初の海外における日経平均 ETF の取引開始（7月）
2007	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本経済新聞社の会社分割により日本経済新聞デジタルメディアが発足。指数の算出などを運営（1月）
2010	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本経済新聞社がインデックス事業室を新設。指数の運営主体を日経デジタルメディアから変更（1月） ● 日経平均の日中の算出間隔を1分ごとから15秒ごとに短縮（1月） ● 日経平均・配当指数（日経配当指数）の算出・公表を開始（4月）、同指数の先物取引を開始（6月：SGX、7月：東証） ● 日経平均ボラティリティー・インデックス（日経平均V I）の算出・公表を開始（11月） ● 日経平均を対象とした証拠金取引、東京金融取引所で開始（11月）
2011	<ul style="list-style-type: none"> ● 日経平均ストラテジー・インデックス・シリーズ（日経カバードコール指数、日経リスクコントロール指数、日経レバレッジ指数、日経インバース指数の4本）の算出・公表を開始（6月）
2012	<ul style="list-style-type: none"> ● 大証で日経平均VI先物取引を開始（2月） ● 日経平均トータルリターン・インデックス（日経平均トータルリターン）の算出・公表開始（12月） ● 日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数（日経平均VI先物指数）の算出・公表開始（12月）

2014	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本経済新聞社と日本取引所グループ、東京証券取引所が共同で開発した JPX 日経インデックス 400 の算出・公表を開始（1 月） ● 日経平均ダブルインバース・インデックスの算出・公表開始（6 月） ● 大阪取引所で JPX 日経インデックス 400 先物取引を開始（11 月） ● 日経平均為替ヘッジ・インデックス（ドル、ユーロ）の算出・公表開始（12 月）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ● アジア 11 カ国・地域を対象に日本経済新聞社が選んだ約 300 社の優良企業群「Asia300」をベースとした日経アジア 300 指数（報道用）の算出・公表開始（12 月）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ● 日経平均高配当株 50 指数の算出・公表開始（1 月） ● 日本経済新聞社と東京証券取引所が共同で開発した JPX 日経中小型株指数の算出・公表開始（3 月） ● 日経平均の日中の算出間隔を 15 秒ごとから 5 秒ごとに短縮（7 月） ● 投資信託など金融商品での利用を想定し、アジアの上場企業 300 社を構成銘柄とする日経アジア 300 インベスタブル指数（円ベース・ドルベース）の算出・公表開始(12 月)
2019	<ul style="list-style-type: none"> ● 日経平均・予想配当指数の算出・公表開始（3 月） ● 日経平均内需株 50 指数、日経平均外需株 50 指数の算出・公表開始（4 月） ● シンガポール取引所（SGX）で日経平均トータルリターン先物取引を開始（5 月） ● ブラジル B3 で日経平均先物取引を開始（11 月）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ● 日経平均等の日経指数が EU ベンチマーク規制で承認（5 月） ● 重要な日経指数の変更についてコンサルテーションを導入（5 月） ● 日経平均の構成銘柄選定基準を一部改定（6 月） ● 日経 ESG-REIT 指数、日経高利回り REIT 指数の算出・公表開始（7 月）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ● 日経平均のみなし額面等に関するコンサルテーションを実施（5 月） ● 日経中国関連株 50、日経 JAPAN1000、日経総合株価指数の算出終了（6 月） ● コンサルテーションの結果を踏まえて、日経平均の算出要領および構成銘柄選定基準の改定を発表（7 月）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ● 東証市場再編により日経ジャスダック平均の算出終了（4 月） ● 日経平均への「ウェートキャップ」導入等に関するコンサルテーションを実施（5 月） ● 日経平均気候変動 1.5°C 目標指数の公表開始（5 月）

	<ul style="list-style-type: none"> ● コンサルテーションの結果を踏まえて、日経平均へのウェートキャップ導入等による算出要領および構成銘柄選定基準の改定を発表（7月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ● 日経平均の分割採用に関するコンサルテーションを実施（5月） ● 日経連続増配株指数、日経累進高配当株指数の公表開始（6月）

3. 対象指数

日経が算出・公表する指数のうち、本報告書では広く金融商品で利用されているものを中心に以下を「日経指数」として、その対象としています。対象とする指数については随時見直し、拡大していく方針です。

日経平均	日経平均株価（日経平均、日経225）	日本を代表する株価指数として世界中で広く利用されている。東証1部に上場する225銘柄を選定し、その株価を使って算出する株価平均型の指数。
	日経平均トータルリターン・インデックス	日経平均を構成する225銘柄の値動きだけでなく、各構成銘柄の配当も加味した場合のパフォーマンスを示す指数。
気候変動指数	日経平均気候変動 1.5°C目標指数	日経平均の構成銘柄をベースに、EUベンチマーク規制のパリ協定基準（Paris-Aligned Benchmark, PAB）に準拠した指数。Wilshireと共同で開発。
日経平均ストラテジー・インデックス・シリーズ	日経平均カバードコール・インデックス	日経平均を対象に、投資戦略のひとつである「カバードコール戦略」を行った場合の収益を表す指数。
	日経平均リスクコントロール・インデックス	日経平均を対象に、日経平均よりも変動率（ボラティリティー）を低く抑え、一定の水準内におさまるようにコントロールした指数。
	日経平均レバレッジ・インデックス	日経平均の変動率の2倍の動きをする指数。日経平均が1%上昇すれば、2%上昇する。
	日経平均インバース・インデックス	日経平均の変動と逆の動きとなる指数。日経平均が1%上昇すると1%下落する。
	日経平均ダブルインバース・インデックス	日経平均の変動と2倍の逆（マイナス2倍）の動きとなる指数。日経平均が1%上昇すると2%下落する。
為替ヘッジ指数	日経平均ドルヘッジ・インデックス	外貨で日経平均を保有した場合に、為替の影響を受けないよう計算する指

	日経平均ユーロヘッジ・インデックス	数。日経平均に対する投資に、為替ヘッジのポジションを組み合わせた投資戦略に対応している。日経平均トータルリターン・インデックスを原指数とする指数も算出。
ボラティリティー指数	日経平均ボラティリティー・インデックス	投資家が日経平均の将来の変動をどのように想定しているかを表した指数。大阪取引所に上場している日経平均先物及び日経平均オプション価格をもとに算出。
	日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数	大阪取引所の日経平均ボラティリティー・インデックス先物を対象に、期近限月と期先限月のウェートを日々調整することで、仮想的に満期1か月の日経平均ボラティリティー・インデックス先物を合成し、その先物価格の日々の変動率に連動するよう設計された指数。
スマートベータ型指数	日経平均高配当株 50 指数	日経平均構成銘柄のうち、配当利回りの高い 50 銘柄から構成し、配当利回りウェイト方式で計算する指数。
配当指数	日経平均・配当指数	日経平均の構成銘柄をある年の1月から12月まで保有した場合、受取配当金が確定するたびに、日経平均の水準に調整した上で、積み上げて算出する。年ごとに積み上げるため、年号を持つ指数。
日経 REIT 指数シリーズ	日経 ESG-REIT 指数	東京証券取引所に上場する REIT を対象に、GRESB（不動産セクターの ESG への対応状況を提供する欧州企業）による ESG 評価に応じて設定する係数（ESG 係数）を適用した時価総額×ESG 係数ウェイト方式の指数。
	日経高利回り REIT 指数	東京証券取引所に上場する REIT のうち利回りの高い銘柄から構成される指数で、時価総額×利回りウェイト方式

		で算出する指数。
日経アジア 300 指数	日経アジア 300 インベスタブル 指数 (円ベース)	金融商品での利用を想定するアジアの 上場企業 300 社を構成銘柄とする指 数。日経が報道目的で選んだ企業群 「Asia300」の考え方を定量的なルール に置き換え、数値データに基づいて 300 銘柄を選定している。対象は、中 国 (A 株を除く)、香港、台湾、韓国、 インドネシア、マレーシア、フィリピン、 シンガポール、タイ、インドの 10 カ国・地域。浮動株調整済み時価総額 方式で算出。
	日経アジア 300 インベスタブル 指数 (ドルベース)	

4. IOSCO 原則遵守に対する日経の基本方針

日経は「中正公平」を社是とし、140 年以上の歴史を有する新聞発行を中心とした言論報道機関であり、この基本姿勢は記事による報道だけでなく、日経平均株価など日経が算出・公表する指数にも反映されています。新聞社として外部からの影響を排除し、信頼性の高い情報を発信していくという姿勢は IOSCO 原則遵守の基礎となるものです。

日経指数の銘柄選定や計算方法は公開したルールに基づいており、透明性が高いことが特徴です。取引所の価格を用いて一定の算式によりコンピュータで自動計算するため、算出過程での恣意性は排除されています。運営指針として「日経指数運用に係る基本方針書」、「日経指数の停止および移行に係る方針書」、「日経指数の不服処理に係る方針書」を定めています。

第2章 経営者報告書

IOSCO 原則遵守態勢に関する経営者報告書

2023 年 8 月 31 日

株式会社日本経済新聞社
代表取締役社長 長谷部 剛

株式会社日本経済新聞社（以下「当社」）は、証券監督者国際機構（IOSCO）が公表している金融指標に関する原則（以下「IOSCO 原則」）を遵守するための態勢を業務に適用し、適正に表示する責任を有しています。また、IOSCO 原則を遵守するための態勢をデザインし、有効に運用する責任を有しています。

当社は、本報告書の第 4 章の「日経の対応」に記載された記述（以下「記述書」という）には、2022 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの全期間にわたり、IOSCO 原則を遵守するための態勢が適正に表示されていることを表明いたします。当社は、この確認を行うにあたり IOSCO 原則を規準として用いています。

また、本報告書の第 1 章に記載された対象指数に関し、記述書に記載された IOSCO 原則を遵守するための態勢は、2022 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間にわたって、適切にデザインされ、有効に運用されていることを表明いたします。

以上

第 3 章 独立業務実施者の保証報告書

独立業務実施者の保証報告書

2023年8月31日

株式会社日本経済新聞社

代表取締役社長 長谷部 剛 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之
業務執行社員

範囲

当監査法人は、株式会社日本経済新聞社（以下「会社」という。）の2022年7月1日から2023年6月30日までの期間における、証券監督者国際機構が定める金融指標に関する原則（以下「IOSCO原則」という。）の遵守態勢に係るデザイン、業務への適用及び運用状況に関する記述書の第4章の「日経の対応」（以下「記述書」という。）について保証業務を行った。

会社の責任

会社の責任は、IOSCO原則遵守態勢に関する経営者報告書において記載された規準（以下「規準」という。）に基づき、IOSCO原則を遵守するための態勢を業務に適用し、適正に表示することにある。また、IOSCO原則を遵守するための態勢をデザインし、有効に運用する責任を有している。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した手続に基づき、独立の立場から会社のIOSCO原則を遵守するための態勢に係る全体としての記述書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、International Auditing and Assurance Standards Boardが公表したInternational Standard on Assurance Engagements 3000 Assurance Engagements other than Audits or Reviews of Historical Financial Informationに準拠して合理的保証業務を実施した。

本合理的保証業務においては、会社のIOSCO原則を遵守するための態勢を理解し、そのデザインの適切性、業務への適用及び運用状況の有効性について証拠を入手するための手続が実施される。

手続は、当監査法人の判断により、記述書が適正に表示されていないリスク、及びIOSCO原則を遵守するための態勢が適切にデザインされていない、業務に適用されていない又は有効に運用されていないリスクの評価に基づいて選択及び適用される。

当監査法人が選択及び適用した手続は、第4章IOSCO原則遵守のための日経の対応において、「トーマツが実施した検証手続」として記載されている。

当監査法人の実施した手続には、規準が充足されるという合理的な保証を提供するために必要と考えるIOSCO原則を遵守するための態勢の運用評価手続が含まれている。また、この保証業務には、規準の適切性を評価することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

職業倫理、独立性及び品質管理

当監査法人は、International Ethics Standards Board for Accountantsによって発行された倫理規程に準拠して業務を実施した。当該規程には、誠実性の原則、公平性の原則、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則、守秘義務の原則、職業的専門家としての行動の原則、といった基本原則が定められている。

また、当監査法人は、International Standard on Quality Control 1「過去財務情報の監査及びレビュー、その他の保証業務及び関連サービス業務を実施する会計事務所の品質管理」に準拠した。その結果、品質管理の包括的なシステムを維持している。

固有の限界

会社のIOSCO原則を遵守するための態勢は、その性質及び固有の限界により、必ずしも規準を充足するように運用されない可能性がある。

さらに、この有効性の評価に基づき将来を予測することには、IOSCO原則を遵守するための態勢が不適切になる又は機能しなくなるというリスクが伴う。

意見

当監査法人の意見は、上記の範囲、責任及び限界等を踏まえて形成されている。

当監査法人が意見形成において使用した規準は、IOSCO原則遵守態勢に関する経営者報告書に記載されている。

当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 記述書は、対象期間にわたってデザインされ業務に適用されているIOSCO原則の遵守態勢を、すべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 記述書に記載されたIOSCO原則の遵守態勢は、対象期間にわたって、すべての重要な点において適切にデザインされている。
- (3) 記述書に記載されたIOSCO原則の遵守態勢は、対象期間にわたって、すべての重要な点において有効に運用されている。

以 上

第4章 IOSCO 原則遵守のための日経の対応

IOSCO 原則遵守のための日経の対応

株式会社日本経済新聞社（以下「日経」という。）は、2022年7月1日から2023年6月30日までの期間において、本報告書の第1章に記載された対象指数に関し、日経が整備及び運用していたIOSCO原則を遵守するための態勢を、以下の表の「日経の対応」欄に記載しています。有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」という。）は、「日経の対応」に記載された態勢が整備及び運用されていたことを検証するために実施した手続を、「トーマツが実施した検証手続」欄に記載しています。「トーマツが実施した検証手続」は、第3章の保証報告書で報告された意見の基礎となるものです。

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
ガバナンス		
<p>1.運営機関の全般的責任</p> <p>運営機関は、指標決定プロセスのあらゆる側面について第一義的に責任を負うべきである。当該責任には、例えば以下が含まれる。</p> <p>a) 構築：指標の定義及び算出方針</p> <p>b) 決定及び提供：正確かつ適時の指標の計算、公表及び提供</p> <p>c) 運営：データが欠如又は不十分であること、市場のストレスや混乱、重要なインフラストラクチャーの機能不全など、不測の事態に対応する措置も含め、指標の計算</p>	<p>日経は、本報告書第1章3に定める「日経指数」の運営機関として、その決定プロセス全体について第一義的な責任を負っています。日経社内の「インデックス事業室」が指数運営の原則を定めた「方針書*」に基づいて日経指数を運用しています。方針書は「日経指数公式サイト」で公表しています。</p> <p>具体的な内容については、原則2以降を参照のこと。</p> <p>*方針書 「日経指数運用に係る基本方針書」（以下「基本方針書」という）</p>	<p>「日経指数運用に係る基本方針書」（以下「基本方針書」という）、「日経指数の停止および移行に係る方針書」（以下「停止および移行方針書」という）、「日経指数の不服処理に係る方針書」（以下「不服処理方針書」という）を査閲し、方針書が作成されていることを確かめた。また、「日経指数公式サイト」で、「基本方針書」、「停止および移行方針書」、「不服処理方針書」が公表されていることを確かめた。</p> <p>具体的な内容は、原則2以降における「トーマツが実施した検証手続」を参照。</p>

本章に記載されている「IOSCO原則」は仮訳であり、原文は証券監督者国際機構（IOSCO）により公表されています。
(<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD415.pdf>)

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>やその他関連する決定プロセスに影響を与え得る重要な意思決定について適切な透明性を確保すること</p> <p>d) ガバナンス：指標の決定プロセスに関して、ガバナンス、監督及び説明責任に係る信頼性かつ透明性のある体制を確立すること。これには、指標の構築、公表、及び運営に対して説明責任を負う明確な監督機能も含まれる</p>	<p>「日経指数の停止および移行に係る方針書」 (以下「停止および移行方針書」という)</p> <p>「日経指数の不服処理に係る方針書」(以下「不服処理方針書」という)</p>	
<p>2.第三者の監督</p> <p>第三者が、例えばデータの収集、公表、あるいは算定機関 (Calculation Agent) として機能するなど、指標決定プロセスに係る活動を受託する場合、運営機関は当該第三者を適切に監督するべきである。その際、運営機関 (及びその監督部門) は、以下のような方針や手続を検討するべきである。</p> <p>a) 適切な書面による取決めをもって、指標決定プロセスに関与する第三者の役割及び義務を明確に定義、具体化し、さらに、運営機関がこれらの第三者に遵守を求める基準を定めること</p>	<p>日経は一部の指数について、その算出運用及びデータ収集を第三者に委託しています。委託については「基本方針書」に、その手続等について記載しています。</p> <p>[a] について]</p> <p>委託先は「基本方針書」に基づき、信頼性、実績、利益相反の可能性等を勘案して決定しています。また、委託先との間では書面による契約を交わし、その役割及び義務を規定しています。</p> <p>[b] について]</p> <p>日経は、以下の適切な連絡手段を用いて、第三者による受託業務の執行状況を監視しています。</p>	<p>「基本方針書」を査閲し、委託先の第三者の監督に係る手続等について記載があることを確かめた。</p> <p>[a] について]</p> <p>検証対象期間中の抽出した委託先との「契約書」を査閲し、委託業務に関する契約が締結されていること、また、その役割及び義務について記載があることを確かめた。</p> <p>[b] について]</p> <p>・ 関連会社</p> <p>検証対象期間中の抽出した定例会議の議事録を</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>b) 運営機関が定める基準の第三者による遵守状況を監視すること</p> <p>c) 指標決定プロセスに関与する第三者の身元及び役割について、利害関係者及び関連する規制当局に開示すること</p> <p>d) 第三者の指標決定プロセスへの関与による不要なオペレーショナルリスクを避けるため、コンティンジェンシープランの策定など適切な措置を講じること</p> <p>当該原則は、第三者が規制市場又は取引所である場合、運営機関のデータ入手元である第三者には適用されない。</p>	<p>・ 関連会社</p> <p>日経は、関連会社と定例会議を開催し、業務の適切な運用や重要なシステムの変更の有無等についてモニタリングしています。</p> <p>・ 関連会社以外の委託先</p> <p>インデックス事業室に設ける指数運営会議にて、原則として年 1 回以上、委託先のガバナンス体制について評価を行っています。</p> <p>また、いずれの委託先についても、インデックス事業室担当者は、算出された指数を前日の指数値と比較し異常の有無を確認することにより、日々算出された指数をモニタリングしています。さらに、インデックス事業室の別の担当者は、担当者による指数のモニタリングが行われていることを日次で確認しています。</p> <p>[c) について]</p>	<p>査閲し、業務の適切な運用や重要なシステムの変更の有無等についてモニタリングが行われていることを確かめた。</p> <p>・ 関連会社以外の委託先</p> <p>検証対象期間中の抽出した指数運営会議の議事録を査閲し、委託先のガバナンス体制について評価されていることを確かめた。</p> <p>また、検証対象期間中の抽出したモニタリング証跡を査閲し、インデックス事業室担当者が、算出された指数を前日の指数値と比較することで、算出された指数のモニタリングを行っていることを確かめた。さらに、検証対象期間中の抽出したモニタリング証跡を査閲し、インデックス事業室の別の担当者の確認の証跡を確かめた。</p> <p>[c) について]</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
	<p>委託先の第三者及び対象指数は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 QUICK（日経の子会社） 日経平均株価、同レバレッジ、インバース、ダブルインバース指数、日経ESG-REIT指数、日経平均気候変動1.5°C目標指数 ・株式会社 大阪取引所（先物取引所） 日経平均ボラティリティー・インデックス ・S&P Dow Jones Indices（グローバルな指数ベンダー大手） 日経アジア300インベスタブル指数（円ベース、ドルベース） <p>上記の算出委託先については、「日経指数公式サイト」で公表しています。</p> <p>尚、日経アジア300インベスタブル指数については、その運用メソドロジーについても、S&P Dow Jones Indicesに準じています。</p>	<p>株式会社 QUICK、株式会社大阪取引所、及びS&P Dow Jones Indices に左記指数の算出を委託していることが「日経指数公式サイト」において公表されていることを確かめた。</p> <p>また、Wilshire OpCo UK Ltd から“Wilshire Climate Contents”の提供を受けていることが「日経指数公式サイト」において公表されていることを確かめた。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
	<p>・ Wilshire OpCo UK Ltd (英国の指数ベンダーで気候変動指数に係るメソドロジー“Wilshire Climate Contents”の提供者) 日経平均気候変動1.5°C目標指数</p> <p>Wilshireは、上記指数の定期見直し時に、Wilshire Climate Contentsに基づき、除外銘柄及び構成銘柄ウェートの候補を日経に提示し、日経が定期見直しを決定しています。算出はQUICKに委託しています。</p> <p>[d) について] 関連会社が算出する指数については、算出システムを設置するコンピュータセンターを二重化し、トラブル時の対応手順を整備するとともに、障害訓練を実施しています。 また、委託先に重大な障害が発生した場合、日経が当該指数の終値を算出する仕組みを整備しています。</p>	<p>[d) について] 障害時の対応マニュアルを査閲し、トラブル時の対応手順が整備されていることを確かめた。 また、検証対象期間中の抽出したシステム障害訓練結果を査閲し、システム障害の訓練が行われていることを確かめた。 さらに、障害時の対応マニュアル等を査閲し、委託先について、重大な障害が発生した場合、日経が当該指数の終値を算出する仕組みを整備して</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>3.運営機関の利益相反</p> <p>指標決定の健全性及び独立性を担保するため、運営機関は、利益相反を特定、開示、管理、軽減又は回避するための方針及び手続きを文書化し、実施、強化するべきである。運営機関は、当該方針及び手続きを必要に応じて見直し、更新するべきである。</p> <p>運営機関は、その利用者及び関連する規制当局に対し、重大な利益相反を（存在する場合には）開示するべきである。</p> <p>そのための枠組みは、既存のあるいは潜在的な利益相反の度合いや、指標が有するリスクに応じて適切に構築されるべきである。また、以下の事項を確保すべきである。</p> <p>a) 既存のあるいは潜在的な利益相反が、指標決定プロセスに対して不適切な影響を及ぼさないこと</p> <p>b) 個人的な利害や関係、ビジネス上の関係が、運営機関による職務の遂行を損なわないこと</p> <p>c) 必要に応じて運営機関内の報告ラインを分離することで、責任を明確化し、不必要な利益相反が生じること</p>	<p>日経指数は、規制された取引所で形成された価格を用いて、コンピュータシステム上であらかじめ決められたプログラムにより算出されるため、利益相反の可能性は極めて低いと判断しています。</p> <p>また、中正公平を社是とする報道機関としての信頼性を確保するため、利益相反行為の禁止などを定めた「行動規範」を設けており、インデックス事業室を含む全社員にその遵守を求めています。</p> <p>[a] について</p> <p>日経指数は利益相反の影響を受けにくい指標であるうえ、指標決定プロセスに不適切な影響を及ぼさないよう、下記の施策を実施しています。</p> <p>[b] について</p> <p>インデックス事業室担当者は、インサイダー取引に関する社内規定及びインデックス事業室内規により、個別株式及び日経指数に関連する金融商品の保有、売買を制限しており、個人的な利害が指数運営に影響することはありません。また、日経は金</p>	<p>いることを確かめた。</p> <p>「行動規範」を査閲し、全社員に利益相反行為の禁止などを定めた行動規範の遵守が求められていることを確かめた。</p> <p>[a] について</p> <p>利益相反が指標決定プロセスに不適切な影響を及ぼさないための具体的な施策については以下にて検討を実施している。</p> <p>[b] について</p> <p>インサイダー取引に関する社内規定及びインデックス事業室内規を査閲し、インデックス事業室担当者が個別株式及び日経指数に関連する金融商品の保有、売買を制限されていることを確かめた。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>や、利益相反あるいは利益相反の認識の隠ぺいを防ぐこと</p> <p>d) 決定された指標を公表する前に、権限や資格のある職員による適切な監督及び承認プロセスが確保されていること</p> <p>e) 運営機関に呈示され、又は運営機関が受領し、あるいは作成したデータ、情報及びその他データに係る機密性が、運営機関の開示義務に準拠していること</p> <p>f) 利益相反のリスクを伴う活動に従事する職員間の、あるいは当該職員と第三者との間の指標決定に影響を与えると合理的と考えられる情報の交換を統制する実効的な手続を整備すること</p> <p>g) 指標決定に関与するすべての職員が指標の水準に応じて直接又は間接的に報酬やインセンティブを与えられないよう、適切な報酬方針を設定すること</p> <p>運営機関の利益相反に係る枠組みは、所有構造や支配関係によって、あるいは運営機関の職員個人やグループが指標決定に関連して有する可能性のあるその他利害関係によって生じる既存又は潜在的な利益相反を軽減する内</p>	<p>融商品の組成、販売、清算等に関与していないため、企業レベルでの潜在的な利益相反は極めて低いと判断しています。</p> <p>[c) について]</p> <p>日経指数の運営は、インデックス事業室が担当しており、社内の他部署とは報告ラインを分離することで、責任を明確化するとともに、不必要な利益相反が発生することを防いでいます。</p> <p>[d), e) について]</p> <p>日経指数はコンピュータシステムにより、自動的に決定されるため、公表前の承認プロセスはありません。また、呈示データに基づかないため、入力データに関する機密性はありません。そのため、本原則に対する日経の対応は必要ないと判断しています。</p> <p>なお、銘柄選定や銘柄情報のメンテナンス（コーポレートアクションへの対応など）については、公表にあたって適切な確認・承認プロセスを設けています。</p>	<p>[c) について]</p> <p>業務分掌に関する資料を査閲し、日経指数の運営がインデックス事業室の業務とされていること、社内の他部署とは報告ラインが分離され責任が明確化されていることを確かめた。</p> <p>[d), e) について]</p> <p>検証対象となるIOSCO原則を遵守するための態勢はない。</p> <p>銘柄選定や銘柄情報のメンテナンスについては、原則4における「トーマツが実施した検証手続」を参照。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>容とすべきである。そのために、当該枠組みは、以下の条件を満たすべきである。</p> <p>a) 指標の決定業務（指標を作成する、若しくは関連業務に 関与する全ての職員を含む）と、運営機関又はその関連 会社の業務との間に存在する可能性のある利益相反を 回避、軽減、あるいは開示するための施策を含んでいる こと</p> <p>b) 運営機関が、その所有構造や支配関係によって生じる 利益相反を、利害関係者及び関連する規制当局に適時に 開示するものであること</p>	<p>[f) について]</p> <p>日経は情報管理規定を制定しており、インデックス事業に 関わる情報は、インデックス事業室のメンバー以外が アクセスできないようアクセス管理を行っています。</p> <p>[g) について]</p> <p>日経の報酬体系は、日経指数の決定プロセスに連動して おらず、指数の水準により報酬やインセンティブが与え られることはありません。</p> <p>日経には親会社は存在せず、また、日経の議決権の過 半数を所有する株主も存在しないため、日経指数の決定 は、所有構造や支配関係の影響を受けません。</p>	<p>[f) について]</p> <p>情報管理規定を査閲し、情報管理に関する社内規定が 定められていることを確認した。また、インデックス事 業に 関わる情報はインデックス事業室のメンバー以外が アクセスできないことを確かめた。</p> <p>[g) について]</p> <p>給与退職金規定等を査閲し、日経の報酬体系は日経指 数の決定プロセスには連動していないこと、及び、指 数の水準により報酬やインセンティブが与えられる旨 の記載がなされていないことを確かめた。</p> <p>検証対象期間中に公表された有価証券報告書を査閲 し、日経には親会社は存在せず、また、日経の議決 権の過半数を所有する株主も存在しないことを確認 した。また、担当者への質問を実施し、親会社及び 日経の議決権の過半数を所有する株主が存在しない 旨の回答を得た。</p>
4.運営機関の統制の枠組み	日経は、「基本方針書」により、インデックス事業	「基本方針書」を査閲し、インデックス事業室に

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>運営機関は、指標を決定及び公表するプロセスに対して適切な統制の枠組みを導入するべきである。当該統制の枠組みは、特定された潜在的又は既存の利益相反の重要性、指標設定プロセスにおいて許容される裁量の範囲、指標のインプット・アウトプットの特徴に応じて適切に構築されるべきである。また、当該統制の枠組みは文書化され、(該当があれば) 関連する規制当局に利用可能とすべきである。その主な特徴の概要は、利害関係者に対して公表・入手可能とするべきである。</p> <p>さらに、当該統制の枠組みは、定期的に見直され、必要に応じて変更されるべきである。また、以下に掲げる項目に対応するべきである。</p> <p>a) 原則 3 (運営機関の利益相反) を踏まえた利益相反 b) 指標決定の健全性及び品質 i. 指標の品質及び算出方針に係る原則 6 から 15 に則った、指標の品質及び健全性を維持する取組み ii. データの提供元の適切なデューデリジェンスを含め、データの健全性を高める取組み iii. 原則 16 から 19 に則った、説明責任及び不服対応の仕組みの実効性を確保する取組み</p>	<p>室に指数運営会議を設け、指数の算出及び関連業務の運用を執り行うことを定めています。</p> <p>[a] について 原則 3 を参照</p> <p>[b] について インデックス事業室担当者は、算出された指数を前日の指数値と比較し異常の有無を確認することにより、日々算出された指数をモニタリングしています。また、インデックス事業室の別の担当者は、担当者による指数のモニタリングが行われていることを日次で確認しています。</p>	<p>指数運営会議を設け、指数の算出及び関連業務の運用を執り行う旨が記載されていることを確かめた。</p> <p>また、検証対象期間中の抽出した指数運営会議の議事録を査閲し、指数の算出及び関連業務の運用に関して指数運営会議が開催されていることを確かめた。</p> <p>[a] について 原則 3 を参照</p> <p>[b] について 検証対象期間中の抽出したモニタリング証跡を査閲し、インデックス事業室担当者が、算出された指数を前日の指数値と比較することで、算出された指数のモニタリングを行っていることを確かめた。また、検証対象期間中の抽出したモニタリング証跡を査閲し、インデックス事業室の別の担当者の確認の証跡を確かめた。</p> <p>さらに、検証対象期間中の抽出した指数値を算出要領にしたがって再計算し、公表されている指数値と一致していることを確かめた。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>iv. オペレーショナルリスクなどのリスク管理のための強固なインフラストラクチャー、方針及び手続きの提供</p> <p>c) 内部告発のメカニズム</p> <p>運営機関は、潜在的な不正操作や不正行為の早期発見を促進する効果的な内部告発のメカニズムを確立すべきである。また、当該メカニズムは、必要に応じて、これらの事案の対外報告を認めるべきである。</p> <p>d) 専門知識</p> <p>i. 適切な水準の専門知識を有する担当者により指標が設定されることが確保され、当該担当者の適性が定期的にレビューされるプロセスを整備</p> <p>ii. 倫理や利益相反、継続性や後継者育成に係る研修など、職員を対象とした研修の実施</p>	<p>指数の品質及び算出方針については、原則 6 から 15 を、また説明責任、不服処理については原則 16 から 19 を参照。日経指数は規制された取引所で形成された価格から決定されており、b)ii に係るデータの健全性に問題はないと判断しています。</p> <p>また、指数算出及び運営に係るシステムについては、職務に応じたアクセス権を付与することで適切に管理しています。</p> <p>[c] について]</p> <p>日経は行動規範に反する行為あるいは、それを疑わせる行為について通報する内部告発制度を設けています。</p> <p>[d] について]</p> <p>日経は、情報管理規定、インサイダー取引に関する社内規定等について、全社員を対象に、年 1 回、社内研修を実施しています。また、インデックス事業</p>	<p>指数の品質及び算出方針については、原則 6 から 15、また説明責任、不服処理については原則 16 から 19 の「トーマツが実施した検証手続」を参照。</p> <p>さらに、指数算出及び運営に係るシステムのアクセス管理に関して、「日経の対応」に記載された内容が存在することを確認した。</p> <p>[c] について]</p> <p>内部通報に関する社内規定を査閲し、内部通報制度が設けられていることを確認した。また、内部通報の窓口が設けられていることを日経内部のサイトの法務室のページ画面を査閲し確認した。</p> <p>[d] について]</p> <p>「基本方針書」を査閲し、情報管理規定、インサイダー取引に係る内規等について、年 1 回、社内</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
	<p>室の専門性を高めるため、外部の講師を招くなどして、随時ワークショップを開催する旨を「基本方針書」に定め実施しています。また、インデックス事業室メンバーによる勉強会も適宜開催しています。</p>	<p>研修を実施することが記載されていることを確かめた。また、研修案内を査閲し、インサイダー取引及び情報管理に関する社内研修が行われていることを確かめた。さらに、研修会参加記録を査閲し、インデックス事業室の担当者に対して、外部講師等による研修が実施されていること、および、勉強会実施記録を査閲し、インデックス事業室において勉強会が実施されていることを確かめた。</p>
<p>指標が呈示にもとづく場合：運営機関は、データの健全性を以下の方法によって高めるべきである。</p> <p>a) 指標が計測する「価値」を勘案し、呈示者が当該価値を適切に反映するグループを形成していることを最大限に確保すること</p> <p>b) 呈示者が、「呈示者に係る行動規範」に定める呈示に係る指針や、運営機関の定める呈示に係る品質及び健全性の基準に可能な限り準拠するよう、一連の適切な施策を採用すること</p> <p>c) 呈示の頻度を明確にし、また、すべての指標決定について呈示が行われるべきことを明確にすること</p>	<p>日経指数は、取引所価格により算出されるため、呈示に基づく指数は該当がありません。</p>	<p>検証対象となる IOSCO 原則を遵守するための態勢はない。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>d) 実効的にデータや呈示を監視・精査するための施策を策定し、採用すること。これには、データや呈示に係る誤謬を特定及び回避するために実施する、算定前及び公表前のモニタリングや、トレンドや異常値の事後分析も含まれる。</p>		
<p>5.内部監督機能</p> <p>運営機関は、指標決定プロセスのあらゆる面をレビューし、検証する監督機能を設けるべきである。当該機能は、指標の特徴や、意図される、予期される、あるいは知られている指標の利用方法や、既存の又は潜在的な利益相反を考慮したものであるべきである。</p> <p>監督機能は、独立した委員会、又はその他適切なガバナンス機能のいずれかによって遂行されるべきである。また、監督機能及びその構成要素は、運営機関を実効的に精査することに適したものとすべきである。当該原則を満たしている場合には、タイプや資産クラス毎に指標をグループ化し、当該グループに対し監督を実施することを検討することも可能である。</p> <p>運営機関は、その監督機能に関連して強固な手続きを構築、維持し、これを文書化し、(該当があれば) 関連する規制当局に入手可能とするべきである。また、手続きの</p>	<p>日経は、「基本方針書」により、インデックス事業室に設ける指数運営会議が指数の算出及び関連業務の運営を執り行うことを定めるとともに、その監督機関として指数委員会を設けています。指数委員会は、日経の社内規定により、社長が指名したインデックス事業室を所管しない役員を含むメンバーで構成します。「基本方針書」で、算出方針の重要な変更、「停止および移行方針書」で日経指数の恒久的な停止については、指数運営会議が提起し、指数委員会がレビューのうえ、決定すると規定しています。</p> <p>指数委員会のメンバーは、市場及び経済に関する深い洞察力を持ち、指数運営に直接関与しないメンバーを含むことで、指数運営からの独立性を保っています。また、すべて社内から選出されてお</p>	<p>「基本方針書」及び「停止および移行方針書」を査閲し、「日経の対応」に記載された内容が定められていることを確かめた。また、検証対象期間中の抽出した指数委員会の議事録を査閲し、指数委員会が開催されていることを確かめた。また、日経の社内規定等を査閲し、指数委員会のメンバーは社内から選出されており、指数運営に直接関与しないメンバーが含まれていることを確かめた。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>主な特徴は、利害関係者に開示するべきである。この手続きには、以下の項目が含まれる。</p> <p>a) 監督機能の付託条項 (terms of reference)</p> <p>b) 監督部門のメンバーの選出基準</p> <p>c) 監督機能に責任をもつ委員会又はその他の機能に係るメンバーシップの概要、利益相反の申告や委員の選出、指名、解任・交代のプロセス</p> <p>監督部門の責任として、以下が挙げられる。</p> <p>a) 指標の設計に関わる監督</p> <p>i. 指標及びその算出方針の定義に関する定期的な見直し</p> <p>ii. 指標に係る問題やリスクに関する情報を継続的に入手するための措置をとること、また、(必要に応じて) 外部機関への指標のレビューを委託すること</p> <p>iii. 指標の算出方針に係る変更の監督。例えば、当該算出手法が「価値」を引き続き適切に計測するものであるかを評価すること、算出方針の変更案や変更をレビューすること、運営機関に対し、(分かる範囲での) 利害関係</p>	<p>り、原則 3 への対応に記したとおり、利益相反の問題はありません。</p>	

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>者、又は利用者との間で原則 12 に則り当該変更に係る協議を行う権限を与えるか、そのことを要求すること</p> <p>iv. 指標を停止する際に運営機関が利害関係者とのように協議すべきかを示した指針など、指標の停止に係る手続きをレビューし、承認すること</p> <p>b) 指標決定及び統制枠組みの健全性に係る監督</p> <p>i. 第三者による指標決定に係る活動を含む、指標の管理及び運営を監督する。</p> <p>ii. 内部及び外部監査の結果を検討し、当該監査において指摘された改善措置の実施についてフォローアップする。</p> <p>iii. 運営機関による専門家の判断の行使を監督し、公表されている算出方針に従っていることを確かめる。</p> <p>運営機関において、所有構造や支配関係によって、あるいは当該運営機関を所有又は支配するエンティティ、当該運営機関又はその関連会社の活動によって、利益相反が生じる可能性がある場合：運営機関は、利益相反を適切に調整できるように選ばれた（分かる範囲での）利害関係者、利用者及び呈示者の均衡のとれた代表を含む独立した監督部門を設置すべきである。</p>		

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>指標が呈示にもとづく場合：監督部門は、以下のような方法をもって、適切に監督を実施し、呈示について検証するべきである。</p> <p>a) データや呈示に対する運営機関による精査及び監視を監督する、また、それらについて検証する。例えば、データや呈示の態様について定期的に議論を行うこと、データや呈示を分析するうえで用いるパラメータを定義すること、異常なデータや呈示について検証あるいはサンプリングを行うに当たっての運営機関の役割を問うことなどが含まれる。</p> <p>b) 「呈示者に係る行動規範」の監督</p> <p>c) 「呈示者に係る行動規範」の違反に対応する実効的な取決めの確立</p> <p>d) 異常あるいは疑わしい呈示の可能性を検出し、疑わしい行為があった場合、当該行為及び発覚した呈示者による不正行為を、(該当があれば) 関連する規制当局に報告するための方策を講じること</p>	<p>日経指数は、取引所価格により算出されるため、呈示に基づく指数は該当がありません。</p>	<p>検証対象となる IOSCO 原則を遵守するための態勢はない。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
指標の品質		
<p>6.指標の設計</p> <p>指標は、計測する「価値」の経済的な実態を正確かつ高い信頼性をもって反映するよう設計され、指標に係る価格やレート、指数、価値の歪曲をもたらすような要素を排除するものであるべきである。</p> <p>指標の設計にあたっては、以下の一般的かつ包括的な特徴の他、特定の「価値」にとって適当なその他の要素も考慮されるべきである。</p> <p>a) 「価値」を反映するために利用するサンプルの妥当性</p> <p>b) 関連市場の規模及び流動性（例えば、観測可能な、透明性のある価格設定が可能となるような十分な取引の存在等）</p> <p>c) 指標を参照する市場における取引量との関係での、当該指標の基礎となる市場（underlying market）の相対的な規模</p> <p>d) 市場参加者の間の取引の分布状況（市場集中度）</p> <p>e) 市場の動態（指標が、指標の裏付けとなっている資産の変動を確実に反映していることの確保等）</p>	<p>日経指数は、その計測する価値や、投資における役割を定義したうえで、設計されています。こうした価値や役割は各指数によって異なり、それぞれの「算出要領」に「概要」や「考え方」として記載しています。</p> <p>日経指数が対象とする銘柄（サンプル）は、いずれも規制された市場に上場し、取引されるもので、その妥当性は十分に満たしていると判断しています。また、各指数の算出対象銘柄の選定については、市場での取引量など流動性にも配慮しています。</p> <p>詳細は各指数の算出要領を参照。</p>	<p>「算出要領」を査閲し、「概要」や「考え方」の記載があることを確かめた。</p> <p>検証対象期間中の抽出した「算出要領」を査閲し、指数の算出対象銘柄の選定に際しては、流動性にも配慮する旨の記載があることを確かめた。</p>
7.データの十分性	日経指数は、取引所価格により決定されるため、そ	検証対象となる IOSCO 原則を遵守するための

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>指標の決定に使用するデータは、指標が計測する「価値」を正確かつ高い信頼性をもって反映するのに十分であるべきであり、かつ以下を満たすべきである。</p> <p>a) 価格発見システムの信頼性を確保するため、需要と供給の競争原理によって決定した価格、レート、指数、又は価値に基づくこと</p> <p>b) 価格、レート、指数、又は価値にとっての信頼性の高い指標として機能するために、指標が計測する「価値」に関する市場における観測可能な独立当事者間取引によって裏付けられていること</p> <p>当該原則は、指標が、観測可能かつ真正な、独立当事者間取引を行う活発な市場に基づくこと（すなわち、その市場で裏付けられること）を定めるものである。原則7は、個々の指標を決定するに当たって、取引データのみに基づかなければならないことを意味するものではない。活発な市場が存在することを条件として、ある日の市況によっては、運営機関は、取引データに付随又は補足するものとして、観測可能な市場データに関連する異</p>	<p>の使用データは、定められたデータの十分性を満たしています。そのため、本原則に対する日経の対応は必要ないと判断しています。</p>	<p>態勢はない。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>なる形態のデータに依拠することが求められる場合がある。この結果、運営機関の算出方針によっては、主として、あるいはもっぱら、ビッド・オファーに基づき、又は過去の取引から推定することによって、個々の指標が決定されることになる。この点については、原則 8 でさらに明示されている。</p> <p>上記のサブパラグラフ(a)及び(b)を充足していることを条件に、原則 7 は、真正かつ独立当事者間取引で構成される観測可能な市場によって裏付けられる指標を作成する手段として、取引執行されうるビッドやオファーを使用することを妨げるものではない。</p> <p>本原則は、様々な指数が、ルールベースの投資戦略のパフォーマンス、指数や市場のボラティリティないし推移、又は市場又は活発な市場のその他の側面を計測若しくは反映するよう設計されている場合があることも認識している。指数が取引を反映するものではない場合や、指標が、取引に基づかないデータが反映するものを計測しようとする性質を持つ場合、取引データ以外のデータを使用することを妨げない。例えば、証券取引に関する指数のボラティリティを計測するために設計された特定のボラティリティ・インデックスは、取引データ以外の</p>		

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>データに依拠しているが、当該データは実際に機能している証券市場又はオプション市場から得られており、当該市場に裏付けられている。</p>		
<p>8.データのヒエラルキー</p> <p>運営機関は、データの使用順序及び指標設計に利用する専門家の判断について明確な指針を策定し、公表するか入手可能にすべきである。一般的に、データのヒエラルキーの構成要素としては以下を含むべきである。</p> <p>a) 指標が呈示に依拠している場合、呈示者自身が行った「価値」に関する又は関連市場における呈示者による独立当事者間取引</p> <p>b) 「価値」に関する独立当事者間取引であって報告又は観測されたもの</p> <p>c) 関連市場における独立当事者間取引であって報告又は観測されたもの</p> <p>d) 業者による（取引執行されうる）ビッド・オファー</p> <p>e) その他の市場情報又は専門家の判断</p>	<p>日経指数は、取引所価格により決定されるため、その使用データにヒエラルキーはありません。そのため、本原則に対する日経の対応は必要ないと判断しています。</p>	<p>検証対象となる IOSCO 原則を遵守するための態勢はない。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>当該原則は、データの十分性の原則（すなわち、活発な市場の存在）に従うことを条件として、運営機関の算出方針で定められている指標決定に係る品質、健全性、継続性及び信頼性を確保するための運営機関の試みと一致するよう、運営機関が柔軟にデータを使用することを制限するものではない。運営機関は、その算出方針において、指標の品質と健全性の確保に適切と考えるデータを柔軟に利用すべきである。例えば、活発であるが流動性の低い市場で取引が毎日存在するとは限らない場合、運営機関によっては、専門家の判断に依拠することを決定することがある。IOSCO は、確認されたビッドやオファーが異常値を示す実取引よりも意味を持つ場合（例えば流動性の低い市場）が存在し得ることも認識している。こういった状況では、ある指標決定においては、ビッド・オファー及び過去の取引から推定されるデータ等の取引データ以外のデータが優位となるかもしれない。</p>		
<p>9.指標決定の透明性 運営機関は、運営機関の公表期限に遅延することのないよう合理的な程度に、各指標決定について説明し、公表すべきである。</p>	<p>日経は、「基本方針書」において、指数の決定、銘柄選定、その他算出方針に関する事項を記載した算出要領を作成し、公表することを定め、日経指数公式サイトにおいて、これを公表しています。また、日経指数は取引所を情報源とするデータにも</p>	<p>「基本方針書」を査閲し、「日経の対応」に記載された内容が定められていることを確かめた。また、日経指数公式サイトを査閲し、「算出要領」が公表されていることを確かめた。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>a) 利害関係者又は市場当局が、どのように指標が決定されたかについて理解を深めるのに十分な、簡潔な説明。 これには、少なくとも、評価対象の市場の規模及び流動性（呈示された取引件数と取引量を意味する）、取引量及び価格の範囲とその平均、並びに指標決定において検討された各種の市場データの割合を含む。算出方針を指す用語（すなわち、取引ベース、スプレッドベース、又は内挿法／外挿法等）も含むべきである。</p> <p>b) 指標の決定にあたり専門家の判断が利用された場合、その程度及び根拠の簡潔な説明</p>	<p>とづき算定され、上述の通り定期的に算定手法を公表しているため、本原則を充足していると判断しています。</p>	
<p>10.定期的な見直し 運営機関は、指標によって計測される「価値」の状況を定期的に見直し、算出方針の設計の変更を要するような構造的な変更があったかを判断すべきである。また、運営機関は、この「価値」が使用するに値しなくなったか、機能していないために、信頼性のある指標の基礎としての役割を持たなくなっているかについて定期的に見直すべきである。</p>	<p>日経は「基本方針書」により、各指数について、年1回、構成銘柄の定期見直し時に指数運営会議において、日経指数が計測する価値の状況について、算出方針を変更すべき構造的な変化があったかを判断すると規定しています。算出方針の変更については、原則12を参照。</p>	<p>「基本方針書」を査閲し、「日経の対応」に記載された内容が定められていることを確かめた。 また、検証対象期間中の抽出された指数運営会議の議事録を査閲し、指標によって計測される「価値」の状況の定期的な見直しが行われていることを確かめた。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>運営機関は、見直しによって指標に重要な修正が加えられた場合、当該見直しの概要（修正の根拠を含む）を公表・入手可能にすべきである。</p>		
算出方針の品質		
<p>11.算出方針の内容</p> <p>運営機関は、指標を決定するために使用する算出方針を文書化し、公表・入手可能にすべきである。運営機関は、特定の算出方針を採用する根拠を提供すべきである。公表する算出方針は、利害関係者がどのように指標が決定されるかを理解したうえで、指標の反映対象、特定の利害関係者との関連性、金融商品の参照指標としての妥当性について評価できるように、十分に詳細な情報を提供すべきである。</p> <p>算出方針は、最低限、以下を含むべきである。</p> <p>a) 重要な用語の定義</p> <p>b) 指標を策定するために使用されるすべての基準と手続き。これには、データの選択、指標を決定するために使用したデータの組み合わせ、運営機関による専門家の判断の利用を管理するための指針、特定の種類のデータの優先性、指標を決定するために必要な最低限のデータ、すべてのモデル又は推定の方法が含まれる。</p>	<p>原則 9 への対応に記載のとおり、日経は日経指数の算出方針を算出要領として公表しています。</p> <p>[a),b) について]</p> <p>重要な用語の定義や、指数算出の基準や手続、データの選択や組み合わせなど、日経指数についての情報は、各算出要領に記載しています。</p> <p>[c) について]</p> <p>日経指数は、取引所価格から決定されるため、決定において専門家の判断はありません。なお、日経平均の構成銘柄の入れ替えの際、採用・除外銘柄について専門家等の意見を確認することはありますが、最終判断・決定は日経が行っています。</p> <p>[d) について]</p> <p>日経は、「基本方針書」において、市場ストレス時</p>	<p>「基本方針書」及び「算出要領」を査閲し、「日経の対応」に記載された内容が定められていることを確かめた。また、「日経指数公式サイト」を査閲し、「算出要領」が公表されていることを確かめた。さらに、「日経指数公式サイト」を査閲し、問い合わせフォームが設置されていることを確かめた。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>c) 各指標の決定に利用される専門家の判断の一貫性を高めるために設計された手続きと方法</p> <p>d) 市場のストレス時又は混乱時、あるいはデータソースの欠如時に指標の決定方法を管理する手続き（例えば、理論的な見積りモデル）</p> <p>e) エラー報告に対応するための手続き（指標の訂正が必要となる場合を含む）</p> <p>f) 内部レビューの頻度及び算出方針の承認に関する情報。可能な場合、公表される算定手法は、当該手法の外部レビューの手続きと頻度に関する情報も含むべきである。</p> <p>g) （必要に応じて）運営機関が利害関係者と協議を行う状況及び手続き</p> <p>h) 指標の潜在的な限界を特定すること。これには、市場の流動性の低下又は分裂や、データの潜在的な集中が含まれる。</p>	<p>には、直近の正当な価格を用いるなどして、各算出要領に定める手順で指標を決定する旨を定めています。</p> <p>[e] について 日経は、「基本方針書」において、指数を訂正する条件、及びその手続を定めています。</p> <p>[f] について 日経は、「基本方針書」において、指数運営会議で算出方針の評価検討を必要に応じて、随時実施することを定めています。</p> <p>[g] について 日経は、「基本方針書」において、利害関係者からの質問、コメント等を随時受け付けること、問い合わせについては、迅速かつ適切に回答するよう努めることを定めており、日経指数公式サイト上に問い合わせフォームを設置しています。</p> <p>また、重要であるとみなした算出方針の変更に係る「コンサルテーション」については、原則 12「算</p>	

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
	<p>出方針に対する変更」を参照。</p> <p>[h) について]</p> <p>日経は「基本方針書」において、指標の潜在的な限界については、原則 10「定期的な見直し」の一環として実施することを定めています。</p>	
<p>指標が呈示にもとづく場合、以下の追加的な原則も適用される。</p> <p>運営機関は、呈示者の追加と除外に係る基準を明確に策定すべきである。これらの基準は、運営機関の法域と呈示者の法域が異なる場合、呈示者の所在地から生じるすべての問題を考慮に入れるべきである。当該基準は、(該当があれば) 関連する規制当局が入手可能とすべきであり、利害関係者に対して公表・入手可能とすべきである。また、通知期間を含む、呈示者の構成の変更に関連するあらゆる規定を明確にすべきである。</p>	<p>日経指数は、取引所価格により算出されるため、呈示に基づく指標は該当がありません。</p>	<p>検証対象となる IOSCO 原則を遵守するための態勢はない。</p>
<p>12.算出方針に対する変更</p> <p>運営機関は、提案されている算出方針への重要な変更の根拠とそのような変更を行う手続きを公表・入手可能にすべきである。これらの手続きは、何が重要な変更にあたるかということと、変更について利用者（及び指標が</p>	<p>日経は、「基本方針書」において、算出方針の重要な変更を、日経指数が計測する価値の変更、または、銘柄選定方法や算出方法の変更により、日経指数に連動する商品の運用者による当該商品の組み換え等が必要となる変更、と定義しています。</p>	<p>「基本方針書」を査閲し、「日経の対応」に記載された内容が定められていることを確かめた。</p> <p>また、検証対象期間中の抽出した算出方針の変更に係る指数運営会議及び指数委員会の議事録を査閲し、重要な変更の必要性について、指数運</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>使用されている範囲及び深度を勘案のうえ、必要に応じて、その他の利害関係者)と協議するか、又は利用者に通知する方法とタイミングを明確にするものであるべきである。</p> <p>これらの手続きは、運営機関が指標決定の健全性を継続的に確保するという最優先の目的と一致すべきである。変更が提案された場合、運営機関はこれらの変更が具体的にどのような結果を伴うか、及びその適用予定時期について、明確に示すべきである。</p> <p>運営機関は、監督部門が算出方針の変更を精査する方法を明記すべきである。</p> <p>運営機関は、監督部門が重大であるとみなした算出方針への変更に関する利害関係者との協議の手続きを策定すべきである。これは、指標が利用される範囲及び深度と、利害関係者の性質との関係で適切であり、かつ適合するものであるべきである。手続きは、以下を満たすものであるべきである。</p> <p>a) 運営機関による全般的な評価を勘案したうえで、重大な変更案の影響について利害関係者が分析やコメントを行う十分な機会を与えるための、事前通知と明確な期間を提供すること。</p>	<p>重要な変更の必要性については、指数運営会議が検討し、指数委員会がレビューのうえ決定します。</p> <p>重要であるとみなした算出方針の変更に関する利害関係者との協議の手続きとして、「基本方針書」において、算出方針の重要な変更にあたっては、事前に利害関係者に意見を求める「コンサルテーション」を実施する旨を定めています。日経は、コンサルテーション文書として、変更の内容、および意見の募集期間を公表しています。提出された意見を参考に決定された算出方針の変更は日経指数公式サイトで公表しています。</p>	<p>営会議が検討し、指数委員会がレビューのうえ決定されていることを確かめた。</p> <p>さらに、検証対象期間中の抽出した算出方針の変更に係るコンサルテーション文書を査閲し、変更の内容、および意見の募集期間が公表されていることを確かめた。また、当該コンサルテーションを参考に決定された算出方針の変更の内容が日経指数公式サイトで公表されていることを確かめた。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>b) コメントを提出した者が機密にすることを要望した場合を除き、利害関係者のコメントの概要及びこれらのコメントに対する運営機関の回答の概要を、協議期間の終了後、すべての利害関係者が入手できるようにすること</p>		
<p>13.移行 運営機関は、市場構造の変化、商品の定義の変更、又は指標が測定対象とする「価値」を反映しなくなるようなその他の状況による指標の停止の必要性に対応するため、明確な方針書と手続書を整備すべきである。これらの方針書と手続書は、指標を参照する契約と金融商品の幅と深度に加え、指標の停止が経済・金融安定性に及ぼす影響に対応したものであるべきである。運営機関は、特定の指標について方針書と手続書を定めるに当たって、利害関係者、関連当局、及び国内当局の見解を勘案すべきである。</p> <p>これらの方針書と手続書は、すべての利害関係者に対して公表・入手可能とするべきである。</p>	<p>日経は、日経指数の停止・移行について「停止および移行方針書」を作成し、「日経指数公式サイト」を通じて公表しています。</p> <p>[a] について 日経は、「停止および移行方針書」において、恒久的に停止する指数が金融商品で利用されている場合には、代替指数の提供の検討や十分な周知期間を設けるなど、金融商品の組成者など利害関係者に配慮のうえ、停止する、と定めています。</p> <p>[b] について 日経は、日経指数の算出要領において、日経が、指数の内容を変える権利、公表を停止する権利を有すること明記しています。また、金融商品への利用許諾においても、同様の規定をもうけることで、利害関係者が日経指数に重要な変更や停止の可能性</p>	<p>日経指数の停止・移行について「停止および移行方針書」が作成され、「日経指数公式サイト」で公表されていることを確かめた。</p> <p>[a] について 「停止および移行方針書」を査閲し、「日経の対応」に記載された内容が定められていることを確かめた。</p> <p>[b] について 検証対象期間中の抽出した日経指数の利用許諾契約書及び算出要領を査閲し、「日経の対応」に記載された内容が定められていることを確かめた。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>運営機関は、利用者及び指標を参照する金融商品を保有するその他の利害関係者が、以下を確保するための措置を講じることを促すべきである。</p> <p>a) 指標を参照する契約又はその他の金融商品が、参照する指標の重要な変更があった場合又は停止した場合の強固な代替措置を講じること</p> <p>b) 利害関係者が、運営機関が管理できない外的要因を含む様々な要因によって指標に重要な変更が必要となる可能性について認識すること</p> <p>指標停止の可能性に対応する運営機関の方針書と手続書には、運営機関が妥当かつ適切であると判断した場合、以下の項目を含めることが考えられる。</p> <p>a) 信頼性が高い代替指標を選択するための基準。例えば、既存の指標の特徴（代替市場の信頼度、満期、流動性等）に可能な限り合致しているか、指標間の差異、代替的な指標が利害関係者の資産・負債のニーズを満たす程度、修正された指標が投資可能かどうか、透明性のある取引データの入手可能性、利害関係者に対する影響、既存の法令の影響を含むが、これらに限定されない。</p>	<p>があることを認識する仕組みを整えています。</p> <p>なお、今回の対象期間に該当する事象はありませんでした。</p>	<p>担当者への質問を実施し、2022年7月1日から2023年6月30日までの期間に、指標の移行は行われていない旨の回答を得た。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>b) 新たな指標への秩序だった移行を行うために複数の指標を同時に維持することが実践的であるか（可能な場合、既存の契約と金融商品が満期を迎え、新たな指標を公表するまで、一定期間、既存の指標を維持する）</p> <p>c) 適切な代替指標を特定できなかった場合に運営機関が取る手続き</p> <p>d) 指標又は指標のテナーが完全に停止される場合、既存の契約が、必要に応じて、代替指標に移行することができるよう、指標を引き続き算定する期間について定める方針</p> <p>e) 運営機関が、必要に応じて利害関係者及び関連する市場当局及び国内当局を、代替指標を選択してこれに移行する行為に従事させるプロセス。これは、指標を参照する金融商品のテナーに応じた対応を行うための時間枠及び利害関係者に対する十分な周知を含む。</p>		
<p>14. 呈示者に係る行動規範</p> <p>指標が呈示に基づく場合、以下の追加的な原則も適用される。</p> <p>運営機関は、呈示者に係る指針を策定し（「呈示者に係る行動規範」）、（該当があれば）関連する規制当局が入手可</p>	<p>日経指数は、取引所価格により算出されるため、呈示に基づく指標は該当がありません。</p>	<p>検証対象となる IOSCO 原則を遵守するための態勢はない。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>能にすべきであり、利害関係者に対して公表・入手可能にすべきである。</p> <p>運営機関は、呈示者に係る行動規範を遵守する主体からのデータ又は呈示のみを使用すべきであり、運営機関は呈示者の遵守状況を適切に監視及び記録すべきである。</p> <p>運営機関は、呈示者に対して、年1回及び呈示者に係る行動規範の改訂の都度、呈示者に係る行動規範への遵守状況を確認することを要求すべきである。</p> <p>運営機関の監督部門は、呈示者に係る行動規範の継続的な見直しと監視の責任を担うべきである。</p> <p>呈示者に係る行動規範は、以下を取り扱うものであるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) データの選択 b) データ及び情報の運営機関への呈示担当者 c) 呈示者及びデータや情報を報告する呈示者の職員の確認、並びに、当該職員が呈示者に代わって市場データの報告を行う権限について検証するための品質管理手続き d) 呈示者に代わって運営機関にデータ又は情報を呈示する呈示者の職員に適用される基準 e) 呈示者が途中で調査や呈示行（Panels）から脱退しないようにするための措置 		

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>f) 呈示者がすべての関連データを呈示することを促す措置</p> <p>g) 呈示者の内部システムと内部統制。これには以下を含むべきである。</p> <p>i. データを呈示するための手続き（運営機関の算出方針に従い、適格なデータの種類の決定するための手法を含む）</p> <p>ii. 疑わしいデータ又は取引（グループ間取引を含む）を検出及び検証し、また、必要に応じて、当該データが真正であるかを確かめる手続き</p> <p>iii. 専門家の判断の利用方法について案内し、詳細を示す方針（文書化の要件を含む）</p> <p>iv. 記録保持に係る方針</p> <p>v. 呈示前のデータの検証及びデータ確認のための上級職員による複数回の検証の手続き</p> <p>vi. 研修（（指標規制又は市場における不正行為を扱う）関連する規制に関する研修を含む）</p> <p>vii. 疑わしい呈示の報告</p> <p>viii. 主要な人物の役割と責任及び説明責任のあるライン</p> <p>ix. データを呈示するための経営者による内部の承認手続き</p>		

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>x. 内部告発制度（原則 4 に沿ったもの）</p> <p>xi. 利益相反の手続きと方針。これには、a) 運営機関が、フロントオフィスから運営機関へのデータの呈示に対する適切な内部監督機能と検証手続きが存在すると確信している場合（上記パラグラフ（v 及び ix）に記載のとおり、生じうる利益相反に対応するための保護と監督を含む）を除き、フロントオフィスからのデータの呈示の禁止、b) 必要に応じて職員と報告ラインの物理的な分離、c)（指標の水準に影響を与えることを意図しているかを問わず）データ入力の手続き若しくは影響を与えることへの既存又は潜在的なインセンティブの特定、開示、管理、軽減及び回避方法の検討。これには、適切な報酬制度や、呈示者の呈示行為（指標呈示について責任を有するすべての職員）と、呈示者又は関連会社やそれぞれの顧客のその他業務との間に存在する可能性のある利益相反に実効的に対応することを含むが、これらに限定されない。</p>		
<p>15.データ収集に係る内部統制</p> <p>運営機関が外部の情報源からデータを収集する場合、運営機関はデータ収集及び伝達のプロセスにおいて適切な内部統制の構築を確保すべきである。これらの統制は、</p>	<p>日経指数のうち第三者に算出運用を委託せず独自で算出する指数に関して、日経は、為替ヘッジ指数の算出には、WM ロイターが提供する為替直物価格、為替先物価格を利用しています。WM ロイタ</p>	<p>検証対象となる IOSCO 原則を遵守するための態勢はない。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>情報源の選択、データ収集及びデータの健全性と機密性を保護するプロセスに対応するものであるべきである。運営機関がフロントオフィスの職員からデータを受け取った場合、運営機関は当該データをその他の情報源により裏付けるようにすべきである。</p>	<p>一の為替直物価格、為替先物価格は、金融分野でのデファクトスタンダードであり、他社の為替ヘッジ指数でも広く利用されています。</p> <p>また、日経は、日経平均高配当株 50 指数の算出に用いる株価は、東京証券取引所の公表値を、日経平均カバードコール・インデックスの算出に用いるオプション価格及び日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の算出に用いる先物価格及び限月は、大阪取引所の公表値を利用しています。QUICK に算出委託する日経 ESG-REIT 指数の銘柄ウェイトは、年 1 回、GRESB の不動産投資信託に関する ESG 評価スコアから日経が算出しています。いずれも利用実績が多く、十分に信頼できるデータであり、本原則の要求事項に該当しないと判断しています。</p> <p>また、日経指数は、取引所価格で決定されるため、フロントオフィスの職員からデータを受け取ることはありません。</p>	
説明責任		
16.不服処理	日経は、不服処理について「不服処理方針書」を作	「不服処理方針書」を査閲し、「日経の対応」に

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>運営機関は、不服処理に係る方針書を策定し、公表・入手可能にすることにより、利害関係者が、特定の指標の決定が計測対象である「価値」を反映しているかどうか、特定の指標の決定に関する算出方針の適用、及び指標決定に係る運営機関のその他の決定等に関する不服を申し立てることができるようにすべきである。</p> <p>不服処理に係る方針には、以下を含むべきである。</p> <p>a) 利用しやすい不服処理プロセス（電子申請等）を通じて不服を申し立てることができるものであること</p> <p>b) 運営機関の指標決定プロセスに対する不服の受理及び調査を、不服の対象となっている指標に関与しているあるいは関与していた者から独立の立場にある者により、適時及び公正に行う手続きを含むものであること。当該手続においては、不服申立人及びその他の関連当事者に合理的な期間内で調査結果について報告し、不服に関するすべての記録を保持するものであること</p>	<p>成し、日経指数公式サイトを通じて公表しています。</p> <p>「不服処理方針書」では、「不服」を日経との間で指数利用許諾契約を締結した者から日経に寄せられた指数算出に関する不服と定義しています。また、不服を申し立てる場合の手続きについて、必要な情報を示すとともに、日経として不服を真摯に受け止め、不服を受領した旨、及び回答に要する期間の見積もりについて、速やかに回答すると定めています。</p> <p>不服は、日経指数公式サイトの問い合わせフォームにより申し立てられます。</p> <p>正式な不服に関する記録は、最低 5 年間保持します。</p> <p>なお、今回の対象期間に該当する不服の申し立てはありませんでした。</p>	<p>記載された内容が定められていることを確かめた。また、日経指数公式サイトを査閲し、「不服処理方針書」が公表されていることを確かめた。</p> <p>さらに、担当者への質問を実施し、過去 5 年間に、指数に関する不服の申し立てが行われていない旨の回答を得た。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>c) 必要に応じて、運営機関のガバナンス機構へ不服を上程するプロセス</p> <p>d) 不服申立人が提出した書類及び運営機関自体の記録を含む、不服に関連するすべての書類を、適用される国内法又は規制上の要件に従い、最低5年間保存することを求めるものであること</p> <p>指標決定に関する異義のうち正式な不服に該当しないものは、適切な標準的手続きに従い、運営機関が解決すべきである。不服により指標決定に変更が生じた場合、運営機関の算出方針の定めに従い、可及的速やかに利用者に対して情報を公表・入手可能にし、利害関係者に対しても公表・入手可能にすべきである。</p>		
<p>17. 監査</p> <p>運営機関は、運営機関により定められた基準及び原則に対する運営機関の遵守状況を定期的にレビューし報告するための適切な経験と能力を有する独立する立場の内部又は外部監査人を任命すべきである。監査の頻度は、運営機関の業務の規模と複雑性に見合ったものでなければならない。</p>	<p>日経は、IOSCO 原則の遵守態勢に係るデザイン、業務への適用及び運用状況に関する記述について、年次の外部保証業務を委託しています。</p>	<p>独立業務実施者の保証報告書は第 3 章に記載されている。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>運営機関が特定した既存又は潜在的な利益相反の程度に応じて、(関連する規制当局ではなく国内当局によって規制又は監督される指標を除いて) 運営機関は、運営機関により定められた算出方針に対する運営機関の遵守状況を定期的にレビューし報告するための適切な経験と能力を有する独立する立場の外部監査人を任命すべきである。</p> <p>監査の頻度は、運営機関の指標に関連する業務の規模と複雑性、利害関係者による指標の利用の範囲と深度に適したものであるべきである。</p>		
<p>18. 監査証跡</p> <p>以下の記録文書は、適用される国内法又は規制上の要件に従い、運営機関が5年間保存すべきである。</p> <p>a) 指標決定で依拠するすべての市場データ、呈示及びその他のデータや情報源</p> <p>b) 指標決定における運営機関による専門家の判断の利用</p> <p>c) 標準的な手続きや算出方針の変更又はそれらからの逸脱。これは、市場のストレス時又は混乱時に実施されたものを含む。</p>	<p>日経は、日経指数の算出に用いた情報をデータベース化することで過去 5 年間の指数決定過程を確認できる体制を整えています。</p> <p>[a] について</p> <p>日経は、日経指数の決定に用いた証券価格等の情報をデータベース化し、過去 5 年間保存しています。</p> <p>[b] について</p> <p>日経指数の決定に関して、専門家の判断はありま</p>	<p>検証対象期間中の抽出した指数の算出結果を査閲し、指数の算出過程を確認できる体制が整えられていることを確かめた。</p> <p>[a] について</p> <p>検証対象期間中の抽出した指数の算出結果を査閲し、指数の算出に用いた情報が過去 5 年間保存されていることを確かめた。</p> <p>[b] について</p> <p>検証対象となる IOSCO 原則を遵守するための</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>d) 指標決定に関与した各担当者の身元</p> <p>e) データに関連する問い合わせと回答</p> <p>これらの記録が規制市場又は取引所によって保持されている場合、運営機関は、適切な記録文書の共有に関する取決めに基づき、当該原則の遵守についてこれらの記録に依拠することができる。</p>	<p>せん。なお、日経平均の構成銘柄の入れ替えの際、採用・除外銘柄について専門家等の意見を確認することはありますが、最終判断・決定は日経が行っています。</p> <p>[c] について 標準的な手続きによらない算出や、算出方針の変更については、「日経指数公式サイト」に掲載することで告知します。2000年以降の指数に関する各種取り扱いについては、上記のケースを含めて、「日経指数公式サイト」のニュース&リリースで参照できます。</p> <p>[d] について 指数運営会議及び指数委員会のメンバーについて5年間の記録を保存しています。</p> <p>[e] について 電話、又は「日経指数公式サイト」を通じた問い合わせと回答について、記録を保持しています。</p>	<p>態勢はない。</p> <p>[c] について 「日経指数公式サイト」を査閲し、算出方針の変更及び指数に関する各種取り扱い等が公表されていることを確かめた。</p> <p>[d] について 指数運営会議及び指数委員会のメンバーが記載された一覧を査閲し、5年間のメンバーの記録が保存されていることを確かめた。</p> <p>[e] について 検証対象期間中の抽出した問い合わせ及び問い合わせに対する回答の記録を査閲し、5年間の記</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>指標が呈示に基づく場合、以下の追加的な原則も適用される</p> <p>呈示者は、適用される国内の法律又は規制の要件に従い、以下の記録を5年間保存すべきである。</p> <p>a) データの呈示を管理する手続きと方法</p> <p>b) 運営機関に提供されたデータや情報を呈示又は作成したその担当者の身元</p> <p>c) 呈示及び呈示の監督の責任を担う担当者の名前と役割</p> <p>d) 呈示者間の関連するコミュニケーション</p> <p>e) 運営機関とのやりとり</p> <p>f) 運営機関に呈示したデータや情報に関して受けた問合せ</p> <p>g) 利益相反及び指標に関連した商品に対する自社全体の</p>	<p>日経指数は、取引所価格により算出されるため、呈示に基づく指標は該当がありません。</p>	<p>録が保持されていることを確かめた。</p> <p>検証対象となる IOSCO 原則を遵守するための態勢はない。</p>

IOSCO 原則	日経の対応	トーマツが実施した検証手続
<p>エクスポージャー</p> <p>h) 監査や調査を促すための、指標に関連した商品に対する個々のトレーダー及びデスクのエクスポージャー</p> <p>i) 外部・内部監査の検出事項。(該当する場合) 指標呈示の是正措置に関連する情報及びそれらの措置の実施の進捗状況</p>		
<p>19.規制当局との連携</p> <p>これらの原則の対象となる関連文書、監査証跡及びその他の文書は、関連当事者により関連する規制当局が規制上又は監督上の責務を遂行するうえで容易に利用できるようにし、要請があった場合には迅速に提出する。</p>	<p>日経指数はメディア企業である日経が運営しています。日経には規制当局はないため、特段の取り決めはありません。ただし、市場の安定と発展に寄与することを目的に、必要な範囲で当局との間で情報共有を行います。</p>	<p>担当者への質問を実施し、規制当局は無いこと、及び、市場の安定と発展に寄与することを目的に、必要な範囲で当局との間で情報共有を行うとの回答を得た。</p>